

# 聖隷こども発達支援センターかるみあ 「児童発達支援利用契約」 重要事項説明書

(平成 29 年 10 月 1 日現在)

本重要事項説明書は、当施設と利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条に基づき、当施設の概要や提供される支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

当施設では、利用者に対して児童発達支援を提供いたします。当サービスの利用は、原則として児童発達支援給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

## ∞ 目 次 ∞

1. サービスを提供する事業者	2
2. 利用施設	2
3. 通常の事業実施地域及び営業日	2
4. サービスに係る設備等の概要	3
5. サービス提供職員の配置状況	3
6. 当施設が提供するサービスと利用料金、負担軽減	3
7. 利用者の記録や情報の管理、開示について	6
8. 苦情の受付について	6
9. 非常災害時の対応	7
10. その他留意事項	7

社会福祉法人 聖隷福祉事業団  
聖隷こども発達支援センターかるみあ  
当施設は指定障害児通所支援事業の指定を受けています  
(静岡県指定 第 2256900164 号)

## 1 サービスを提供する事業者

事業者の名称	社会福祉法人 聖隷福祉事業団
法人所在地	静岡県浜松市中区住吉二丁目12番12号
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 山本 敏博
法人の設立年月日	昭和27年5月1日
電話・FAX番号	電話 053-413-3300 FAX 053-413-3314

## 2 利用施設

施設の種類	平成25年10月1日指定 静岡県指定 第2256900164号
施設の名称と目的	聖隷こども発達支援センターかるみあ
	児童発達支援
主たる対象者	特に定めない
施設の所在地	静岡県磐田市上岡田1079-1
電話・FAX番号	電話 0538-30-7551 FAX 0538-30-7591
管理者（施設長）	井上 佳子
児童発達支援管理責任者	松井 愛子
施設の運営方針について	「自立」に向けて、生きていく「力」を育めるよう子ども一人ひとりに合わせた支援を提供します。また、ライフステージなどの変化に対応できるよう家庭・医療・福祉・教育と連携体制を整えます。
開設年月日	平成25年10月1日
定員	30名

## 3 通常の事業実施地域及び営業日

事業実施地域	磐田市及びその周辺の地域（浜松市、袋井市、周智郡森町）
営業日	月～金曜日（12月29日～1月3日及び国民の休日を除く） 年中行事は、土日に行う場合がある
営業時間	9:15～15:30

## 4 サービスに係る設備等の概要

### 施設設備の概要

施設設備の種類	数
指導訓練室	4室
遊戯室	1室
屋外遊技場	1つ

医務室	1 室
相談室	1 室
事務室	1 室

## 5 サービス提供職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して児童発達支援を提供する職員として、厚生労働省の定める指定基準を遵守して職員を配置しています。

職種	常勤換算	常勤専従	常勤兼務	非常勤兼務	保有資格等
管理者（施設長）	1.0		1 人		
児童発達支援管理責任者					
指導員・保育士	7.5 以上		7.5 人以上 (1 人以上は常勤)		保育士等
機能訓練担当職員					作業療法士等

※指導員・保育士等については、サービス提供時間を通じて配置

## 6 当施設が提供するサービスと利用料金、負担軽減（契約書第5条参照）

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童発達支援給付費等から給付されるサービス</li> <li>(2) 利用料の全額を利用者に負担いただくサービス〔(1) 以外のサービス〕</li> </ul> |
|---|

### (1) 当施設が提供するサービスと利用料金

以下のサービスについては、サービス利用料金全体のうち 9 割が児童発達支援給付費（以下「給付費」という）の給付対象となります。給付費の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者は、利用者負担分として、サービス利用料金全体の 1 割の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担といえます）

なお、別表に記載する負担の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

また、給付費が給付されるサービスの場合でも、代理受領を行わない場合（償還払いの場合も含む）については、一旦全額を事業者にお支払いいただきます。

### 〈児童発達支援の概要〉

すべてのサービスは、「児童発達支援計画」に基づいて行われます。この「児童発達支援計画」は、利用者の生活を援助し、さまざまな課題の解決を目的として作成し、サービス担当者会議で確認された後、利用者の同意をいただくものです。

\* 「児童発達支援計画」の写しは、利用者に交付いたします。

#### 1. 指導、訓練

児童発達支援計画に基づいた、集団および個別での日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練や日常活動、遊びを実施します。

## 2. 日常生活上の支援

排泄の介助のほか、児童発達支援での活動をおこなうときに必要な介助を、ご利用者のご希望及び心身等の状況に応じて行います。

## 3. 健康管理

### ① 健康・保健

- ・利用者個々に必要な健康チェックを行ないます。
- ・服薬管理、日々の健康管理、日常生活を行なう上で必要な看護を提供します。
- ・病気、怪我などによる身体症状の変化の早期発見に努めます。
- ・医療機関への受診が必要になった場合はご家族等に連絡をします。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

### 協力医療機関

名称	総合病院 聖隷三方原病院
所在地	静岡県浜松市北区三方原町 3453
電話番号	053-436-1251
診療科	内科、循環器科、小児科、泌尿器科、整形外科、脳神経外科、婦人科、眼科、皮膚科、精神科、救急外来ほか

### ② 衛生

- ・生活環境の衛生のため日常の清掃に務め、常に清潔を保つよう配慮しています。
- ・感染防止マニュアルを作成し、これに従って感染予防に努めています。

## 4. レクリエーション行事

レクリエーション活動については、年間に数回、保護者も参加していただけるレクリエーション行事を企画いたします。その参加費等の一部は有料となることもあります。

## 5. 相談及び援助

専門的な機能を生かし、利用者やその保護者、その家族との相談を必要時行います。また、他の施設・教育機関等の情報提供も必要時行います。

### 〈サービス利用料金〉

サービス利用料の費用構成は別表のとおりです。

利用者の障害の状態と施設規模及び職員配置に応じたサービス利用料金から、給付費の給付額（全体の9割）を除いた金額（全体額の1割）をお支払いいただきます。（個別減免等の負担軽減措置が別途ございます）

### （2）利用料の全額を利用者に負担いただくサービス

### 《(1) 以外のサービス（児童発達支援給付対象外サービス）》

以下のサービスについては、給付費の給付対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、下記記載の所定料金をお支払いいただきます。

なお、下記の所定料金は、経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と事由について、変更を行う2ヶ月前にご説明します。

#### 〈児童発達支援給付対象外サービス利用料金〉

項目	サービス内容	金額
おやつ代	療育を実施した日	50 円/回
その他日常生活費	やむを得ない状況により施設のオムツを使用した場合など	実費
創作活動等にかかる材料費	療育を実施した月	100 円/月
お弁当代	希望者に、外部業者のお弁当や給食を提供した場合	外部給食:実費 給食:300 円

### (3) 利用料金・費用のお支払方法

前記(1)、(2)の料金・費用は1ヶ月ごとに利用日数に基づいて計算した金額をご請求しますので、翌月末指定日までに原則以下ア.の方法でお支払いください。ご希望により、以下イ.の方法でも承ります。(イ.の場合、振込手数料はご利用者様負担となります。)

#### ア. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関

都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信託銀行・信用金庫・労働金庫  
農業共同組合・郵便局・信用組合（一部除く）

#### イ. 下記指定口座への振込み

磐田信用金庫 岡田支店 (普) 5059457

《名義》 しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 せいれいふくしじぎょうだん 聖隷福祉事業団  
りじちやう 理事長 やまもと としひろ 山本 敏博

### (4) 利用の中止

- ① 利用予定日の前に、児童発達支援計画で定めたサービス利用を中止することができます。この場合には利用予定日の前日（利用予定日が月曜日の場合は、前の週の金曜日）16:00までに当施設にお申し出ください。
- ② 利用予定日の前日（利用予定日が月曜日の場合は、前の週の金曜日）までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、利用料金の実費相当額をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等やむを得ない場合は、その料金はいただきません。

利用予定日の前日までの取消	無料
上記時間以降の取消	利用料金 10 割負担

## 7. 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第7条第6項参照）

当施設は、児童福祉法その他諸法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担になります）

◇ 閲覧・複写ができる窓口業務時間 8:30 ~ 17:00（土日・祝日等を除く）

## 8. 苦情の受付について（契約書第14条参照）

（1）当施設における苦情の受付

苦情受付窓口	担当者名：松井 愛子 受付方法：面接及び電話（0538-30-7551） 苦情受付箱（玄関に設置）
第三者委員	希望される場合は、第三者委員を交えて話し合いができます。第三者委員は、利用者と当施設との間に入って、問題を公平、中立な立場で円滑、円満に解決するために設けられた制度です。この委員は下記の外部の方に委嘱しています。 宮地 由紀子 中津川 年弘
苦情解決責任者	井上 佳子

（2）その他苦情受付機関

磐田市 障害福祉課	所在地：磐田市国府台 57-7 i プラザ 3 階 電 話：0538-37-4919
静岡県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地：静岡市葵区駿府町 1-70 静岡県総合社会福祉会館内 電 話：054-653-0840

## 9. 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める「防災管理規定」に沿って、利用者の安全確保を最優先にして対応します。
平常時の訓練 および防災訓練	火災・地震などの災害に備えて、職員は毎月防災訓練を実施します。

## 10. その他留意事項

来訪・見学	ご家族等が活動の様子を見学したり、参加することができます。ご希望の場合は事前にお問合せください。
-------	--

用意していただくもの	衣類、薬、特殊な食器や医療器具などは、普段使っているものを用意してください。
家族等の活動参加	活動プログラムのひとつとして、ご家族に参加を呼びかけることがあります。施設とご家族が利用者の支援について情報交換する重要な機会ですのでできるだけ参加してください。なお、その際には、参加費を徴収する場合があります。
利用者の賠償責任	利用者の他者への傷害、又は利用者の行為により建物、設備、備品、他人の所持品に破損や消失が認められたときは、賠償していただくことがあります。
思想・布教・営利活動	利用者、家族等のそれぞれの思想、信教は自由ですが、施設内での諸団体への勧誘、斡旋、営利を目的とした取り引き等は禁止します。
寄付金、物品寄贈等	当施設では、契約書、重要事項説明書で決められた利用料等の他には、利用者等の負担はありません。職員への個人的なお心遣いは一切ご遠慮ください。

平成 25 年 10 月 1 日 施行

平成 26 年 4 月 1 日 改訂

平成 26 年 6 月 16 日 改訂

平成 27 年 4 月 1 日 改訂

平成 28 年 4 月 1 日 改訂

平成 29 年 4 月 10 日 改訂

平成 29 年 10 月 1 日 改訂

児童発達支援の提供及び利用の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

平成 年 月 日

施設名 社会福祉法人 聖隷福祉事業団 聖隷こども発達支援センターかるみあ

説明者 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、児童発達支援の提供および利用の開始に同意しました。

平成 年 月 日

利用者住所 \_\_\_\_\_

利用者氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ (利用者との続柄: \_\_\_\_\_) ㊞